

**「区民との協働指針」策定に向けた
平成20年度 庁内検討報告書**

～協働を総合的・統一的に推進していくために～

練馬区区民協働調整会議

《はじめに》

区では、平成17年3月に「練馬区NPOとの協働指針」を策定し、NPOと区が、協力関係を築き、協働事業を進めていくために必要となる、区の協働に対する考え方や、協働を進めるために区が取り組むべき具体的施策などを示しました。

それとともに、新長期計画（平成18年度～22年度）では、「各種施策の推進に当たっては、町会・自治会等これまでも区とつながりのある地域団体との協働を一層発展させるとともに、NPOなどの新たな活動の担い手との協働を作り上げていきます。そのため、区は、業務の見直しや協働に向けた体制作りを進めるとともに、職員の意識改革を進めます」と、区の基本姿勢が示されています。

また、練馬区行政改革推進プラン（平成19年度～22年度）では「区民、地域、NPOなどとの協働については、区のそれぞれの分野で事業展開を図ってきました。今後は庁内検討組織である、「練馬区区民協働調整会議」（以下、調整会議という）において全庁的な連携・調整を図り、区民、地域との協働を総合的・統一的に進めて行きます」と、検討の具体的な方向性を示しています。

これらを受けて、平成20年度に庁内の検討組織として、「調整会議」を設置し、協働の定義等、協働の基本的な考え方について一定の整理を行いました。併せて、庁内で行われている協働事業に関する調査を行い、区の協働事業の傾向を把握するとともに、現状の成果と課題について検証し、本報告書としてまとめたところです。調査に回答があった協働事業のみを検証の対象としているため、庁内の協働事業の全てを網羅した上での集約となってはいたませんが、現状の協働事業の傾向などが明らかになったものと考えています。

今後は来年度（平成21年度）に関係団体、公募等区民、学識経験者が参加する会議体を設置し、地域での協働のあり方、進め方、そのための条件整備等につき議論をいただき、結果を受け区としての「協働指針」として明らかにしていきます。

また、協働の実現に不可欠な職員意識の改革のため、職員向けハンドブックをまとめる予定です。

目 次

《はじめに》

1. なぜ、「協働」が必要なのか P 1
2. 協働事業の分類・体系化から見える区の協働事業の傾向について
 - (1) 協働の基本的な考え方 ～あるべき姿とは～ P 2
 - (2) 分類・体系化を通じた、区の協働事業の傾向 P 6
 - (3) 調査票から見える、練馬区の協働事業の実施状況 P 8
3. 現状の協働事業の成果 《平成20年度調査より》
 - ・ 協働事業を実施した際の主な成果 P11
4. 協働推進に向けた課題と解決の方向性
 - (1) 協働を推進するうえで、欠かすことのできない「職員の意識改革」 P12
 - (2) 分類・体系化から見える課題 P12
 - (3) 調査票から見える課題 P13
 - (4) 区民協働作業部会での議論から見える課題 P13
 - (5) 課題の整理と今後の方向性 P14

《平成20年度 区民協働調整会議委員名簿》

1. なぜ、協働が必要なのか

(1) 自分たちの住む地域をより良くしていくため、地域において自主的、主体的に地域課題に取り組む動きが、多様に活発になってきていること。

地域では町会・自治会をはじめとする旧来からの地域活動団体が中心となり、行政と連携し防犯・防火、環境美化、青少年健全育成等の活動を着実に行ってきています。

さらに、地域福祉活動など新たな課題にも積極的に取り組んでいる町会・自治会の動きも見られます。

一方、まちづくり条例に定めるまちづくり協議会のように、行政がつくる、地域に関わるハード部門の計画に地域住民が参画し、「自分たちの地域は自分たちでより良いまちに」との意識で取り組むケースもあります。

また、地域が抱える個別課題、懸案に対し、旧来の地縁組織に必ずしもとられず、介護や子育て等、特定のテーマに取り組むNPO等の活動も近年大変活発になってきています。

(2) 住民ニーズの増大化、多様化、拡大化等に対し、より良い地域社会を実現していくため、行政中心のサービス提供のあり方の見直しが求められていること。

近年、行政ニーズは、増大化、多様化が進み、民間と行政が共に携われることのできるサービス分野への拡大化等が顕著です。

一方、行政を取り巻く環境は、社会経済状況等の激しい変化等、その厳しさは加速化しています。この状況下において、行政がこれまでと同様に、公共サービスの全てを受け持つことは、きわめて困難になってきています。

これらへ適切に対応するために、サービスの効率性、公平性、地域の活性化、人材育成などの視点からこれまでのサービス提供のあり方も含めて見直すことにより、行政自らが変わっていくことが、いま、求められています。

(3) 地域と行政とが「共に」取り組むことが、よりよい公共サービス、よりよい地域社会の実現のため、求められていること。

地域には多様多彩な人材の経験・ノウハウ・問題意識・情報等の蓄積があります。さらに団塊世代の地域回帰が始まり、「多くの会社人間」が「地域の人（まちのひと）」として、一層、地域に根を下ろし生活、活動することになります。「地域の人（まちのひと）」として、様々な課題に関心を持ってもらい、豊富な経験等を活かしてもらうことは、より良い地域社会を実現する第一線自治体の責務です。

地域と、行政とがそれぞれの持ち味を十分に発揮して、「共に」取り組むことにより、地域の特性を活かした的確なサービスを実現することができます。

地域と行政が共に知恵を出し、汗を流す、「共に」取り組むこのプロセスが「協働」であり、より良い地域社会を実現するために有効な「手段」です。

「共に」取り組み、地域課題を解決までの道のりは、双方とも、多くの困難を伴います。しかし、この道程を経験することで、特に行政職員は鍛えられ、一段と成長することが期待されます。行政は人材が財産であることから、人材育成の観点からも協働は積極的に進めなければなりません。

このような理由から、行政は複雑、多岐に渡る地域課題の解決に向けて、区民個人や町会・自治会、NPO等の地域団体と、お互いを尊重し、得意な分野を活かしながら、連携、協力していくこと＝協働＝が必要不可欠になります。

2. 協働事業の分類・体系化から見える区の協働事業の傾向について

(1) 協働の基本的な考え方 ～あるべき姿とは～

ア 協働の定義

平成17年3月に策定された「練馬区NPOとの協働指針」の中ではNPOとの協働を下記のとおり定義しました。

『住民と行政の共通の領域において、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて、主体性をもって自発的に、かつ互いに対等なものとして尊重し合いながら、協力し合う状態』

区として協働の定義を規定するためには、協働のパートナーとして、NPOだけではなく3頁の主体を想定していること、また、どのような目的と成果を得るために協働するのか、という視点を明確にする必要があるため、下記の定義を提示します。

《地域の生活向上に貢献している多様な主体と区、また主体同士が、それぞれの役割分担を明確にし、お互いの特性を理解、尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的のもとで事業を推進し、その結果、より区民満足度の高い、豊かなまちづくりが実現されていること》

現状、多様なパートナーと様々な形態で協働事業は行われています。これからは、この定義を念頭において協働事業に取り組むことで、協働事業の質や効果を高め、区民が必要としている、きめ細かいサービスを提供していく必要があります。

イ 協働のパートナー

区の協働のパートナーとしては、下記の主体を想定しています。

- ① 区 民
- ② 町会・自治会
- ③ NPO 法人
- ④ 教育・研究機関
- ⑤ 任意団体《ボランティア、各種サークル、運営協議会など》
- ⑥ 事業者及び事業者団体
- ⑦ 公益法人・公益団体
- ⑧ その他《各種団体の連合会、共益団体、学術専門団体など》

ウ 協働事業の形態

区の協働には以下のようなさまざまな形態があります。協働事業を実施する際には、その内容や目的に応じて、最も効果的かつ効率的な形態を選択することができるよう、パートナーと区の双方が努力していくことが大切です。

① 事業展開の伴う、政策提案や政策形成過程への参画

地域に根ざした活動をしている様々な団体、個人が活動を通して得たノウハウや知識を、審議会や協議会などに参画することによって、区の施策に活かすと共に、事業の展開も行っている形態をいいます。

《区政への参加・参画》と《協働》との関係

区民が個人で審議会等の場で政策提案を行うようなケースについては、「区政への参加・参画」と捉え、協働とは別の整理をしている自治体が多くなっています。

その理由として「区政への参加・参画」は、「自治体の意思形成に参加する権利」を意味し、一方、「協働」は「責任や負担を共に分かち合いながら公共サービスを共に提供すること」と、一般的に認識されているからです。

そのため練馬区としては、「政策提案や政策形成過程への参画」に分類される事業については、「区政への参加・参画」の範疇と捉え、「広義の協働の概念」には含めませんが、調整会議においての分析、検討の対象事業とはしないこととします。

なお、事業形態が「政策提案や政策形成過程への参画」に止まらず、事業協力や実行委員会形式等と併せて事業を展開している場合については、調整会議においての検討対象である協働事業と位置付けます。

② 事業協力

それぞれの団体や区的一方が主催者となる事業において、もう一方が資金、人材、物資などを提供し、協力して事業を行う形態です。また、区民が個人で、区の主催する事業に協力している場合も含まれます。例えば、様々な人材を登録し、地域の課題解決などの必要に応じて登録している人材を派遣し、地域福祉の向上を図る事業形態などが対象になります。

③ 共催

事業やイベントなどを、お互いの役割分担と責任の所在を明確にしたうえで、それぞれの団体と区が共に主催者となって行う形態です。

④ 委託

協働する意図を持ったうえで、それぞれの団体が持っている地域性、専門性や迅速性などの特徴を生かすことを目的に、区が実施している事業などを委託する形態です。

なお、通常の業務委託は区が事業目的や方法を仕様書にし、一般競争入札を経て、受託者はその内容通りの履行が求められます。この例のように一般事業者と競争の結果、パートナーが業務を受注した場合には、協働事業には該当しません(指定管理者も同様)。また、随意契約であっても、保守委託契約などは協働事業に該当しません。

⑤ 実行委員会・協議会

個々の構成員の持つノウハウや団体のネットワークなどを活かし、それぞれの団体と区で構成された実行委員会や協議会が主催者となって事業を行う形態です。

⑥ 後援名義の付与

それぞれの団体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、区が後援名義の使用を認めることにより、信用を付与し、団体を支援する形態です。

⑦ 助成金の交付

それぞれの団体が主体的に行う公益性の高い事業に対して、区が資金面で協力する形態です。

なお、各種団体などへの包括的な補助金の交付に関しては、団体と団体との協力関係と捉え、協働事業から除外しますが、特定の事業に対して助成金を交付し、協働で事業を実施する場合は該当します。

⑧ 協働事業拡充のための人材育成事業

協働事業を将来支えるための人材を育成する事業も協働事業に該当します。育成した人材が将来、地域の課題解決を担うことを目的としているため、結果的に協働事業を拡充するという成果が期待できるからです。

⑨ その他《広報媒体への掲載、施設・設備の提供、貸与など》

それぞれの団体が行う活動の公益性・必要性を認めることにより、活動を側面から支援する形態です。例えば広報媒体への掲載や施設の利用を認めることなどが考えられます。

エ 協働の原則《「練馬区NPOとの協働指針」より》

NPOとの協働指針では、区が協働するにあたって以下の7つの原則を十分に理解したうえで協働事業を進めることが重要であるとしています。この原則はNPO以外の他のパートナーと協働する場合においても必要であると考えられるため、職員はよくこの内容を認識したうえで、協働事業を進めていく必要があります。

なお、⑤「自立化の原則」についてはNPOがパートナーの場合は該当することが多いと思われませんが、その他のパートナーで組織として成熟した団体と協働する場合は必ずしも当てはまるわけではありません。

また、「練馬区NPOとの協働指針」では「NPO」とある記載を、本報告書では「パートナー」に置き換えています。

① 対等の原則

パートナーと区は、対等であるとの認識を持ち、話し合いの場で対等な発言権を有することや、双方が責任を持って業務を遂行することなどが求められます。

② 相互理解の原則

パートナーと区が、対話を通して互いの立場や特性についての理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

③ 自主性の尊重の原則

区は、パートナーが有するさまざまな特性や長所を十分に活かすことができるよう、その自主性を尊重する必要があります。

④ 情報公開の原則

パートナーと区は、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。このことにより、区民の理解を得るとともに、他のパートナーにも参入機会を提供し、さらなるサービス向上につながるきっかけとなるからです。

⑤ 自立化の原則

区は、パートナーの自立を促進し、成長につながる方向で協働を進めていく必要があります。

⑥ 目的共有の原則

協働の最大の目的は、区民の利益の向上であるという点をパートナーと区が相互に理解・認識する必要があります。

⑦ 時限性の原則

特定団体との癒着や惰性的な関係を防ぐため、協働事業を一定の時期に評価・検証していく必要があります。

(2) 分類・体系化を通じた、区の協働事業の傾向

ア 「協働事業に関する調査」の実施

平成 20 年度、2の(1)イ「協働のパートナー」及びウ「協働の形態」に該当する協働事業の存在について、全庁を対象に調査を行いました。その結果、合計 194 の協働事業の回答が得られました。

194 事業のうち、3頁で整理したとおり、「区政への参加・参画」に属すると判断される 28 事業を除く、166 の事業について、本報告書の協働事業の領域分類及び、成果と課題についての検証の対象としました。

担当部課ごとの協働事業については、別添資料「協働事業回答一覧」のとおりになります。

イ 協働事業の分類・体系化の手順

区民との協働事業を整理するにあたっては、調整会議において確認された別紙 1 の「協働事業の領域分類について《区民と区の関わり方による》」を用いました。ただし、「協働の形態」については、調整会議の下部検討組織である区民協働作業部会での検討の結果、記載の内容としました。

ウ 協働事業の分類・体系化の結果

作業部会での分類の結果は、以下のとおりです。

ただし、Aの行政の責任と主体を持って行う領域についても、区民、地域との連携が必要な場合も考えられます。また、Eの区民主体の事業であっても、時代の変化とともに行政が関わってくることもあります。

このように、それぞれの領域は決して固定的ではなく、時代の流れや、環境の変化によって、流動的であるということを認識しておく必要があります。

《協働事業の領域分類について》

A	B	C	D	E
区の責任と主体によって行う領域	区が主導し、区民の参加を得ながら行う領域	区民と区がそれぞれの主体性の下に連携、協力して実施する領域	区民が主導し、区が支援する領域	区民が主体的に活動する領域
基本的には協働の領域の対象とは捉えないこととする。	【協働の形態】 ・政策提案 ・事業協力(区が主催の場合) ・委託 ・協働事業拡充のための人材育成事業	【協働の形態】 ・共催 ・実行委員会 ・協議会	【協働の形態】 ・助成金の交付 ・後援名義の付与 ・事業協力(区民が主催の場合)	基本的には協働の領域の対象とは捉えないこととする。
分類対象外	103事業	32事業	46事業	分類対象外
	56.9%	17.7%	25.4%	

※ 複数の領域に該当する協働事業があるため、B,C,Dの合計は181事業となる。

※ 各領域の協働事業の具体例については別紙1参照

協働事業の分類・体系化から得られた傾向

- ・ 「B」(区が主導し、区民との参加を得ながら行う領域)が、103事業で全事業の約57%を占めています。
- ・ 一方、「D」(区民主導で、区が支援する領域)が、46事業で25.4%となっています。また、C(区民と区がそれぞれの主体性の元に連携・協力して実施する領域)が、32事業で17.7%となっています。こうしたことから、現状では、区が主導して行う事業に、パートナーが参加・協力している形態の協働事業が多いという結果となっています。

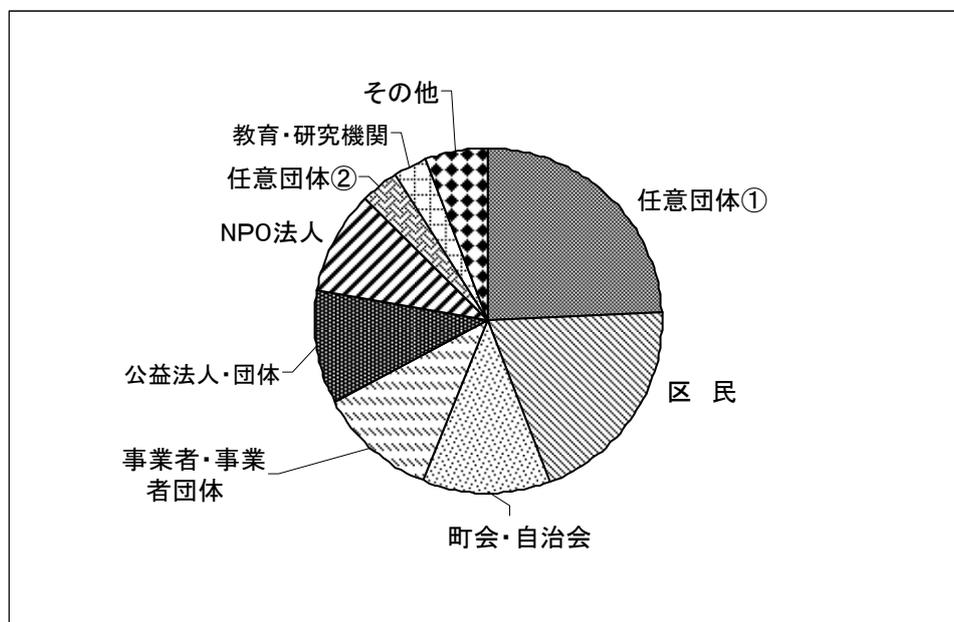
(3) 調査結果から見える、練馬区の協働事業の実施状況

今年度の調査で、庁内の多くの部署で様々な分野に渡って協働事業が実施されている状況が把握できました。

事業の実施数では福祉部が35事業と一番多く、続いて、生涯学習部の22事業、総務部、環境清掃部の19事業となっています（別紙2参照）

ア 「パートナー別の協働事業実施状況」（別紙3）から見える現況 「協働事業のパートナー」の多い順

任意団体①	24.2%
区民	20.1%
町会・自治会	11.8%
事業者・事業者団体	11.1%
公益法人・団体	10.7%
NPO法人	9.7%
任意団体②	3.5%
教育・研究機関	3.1%
その他	5.9%



任意団体は、つぎの二つに分けて整理しました。

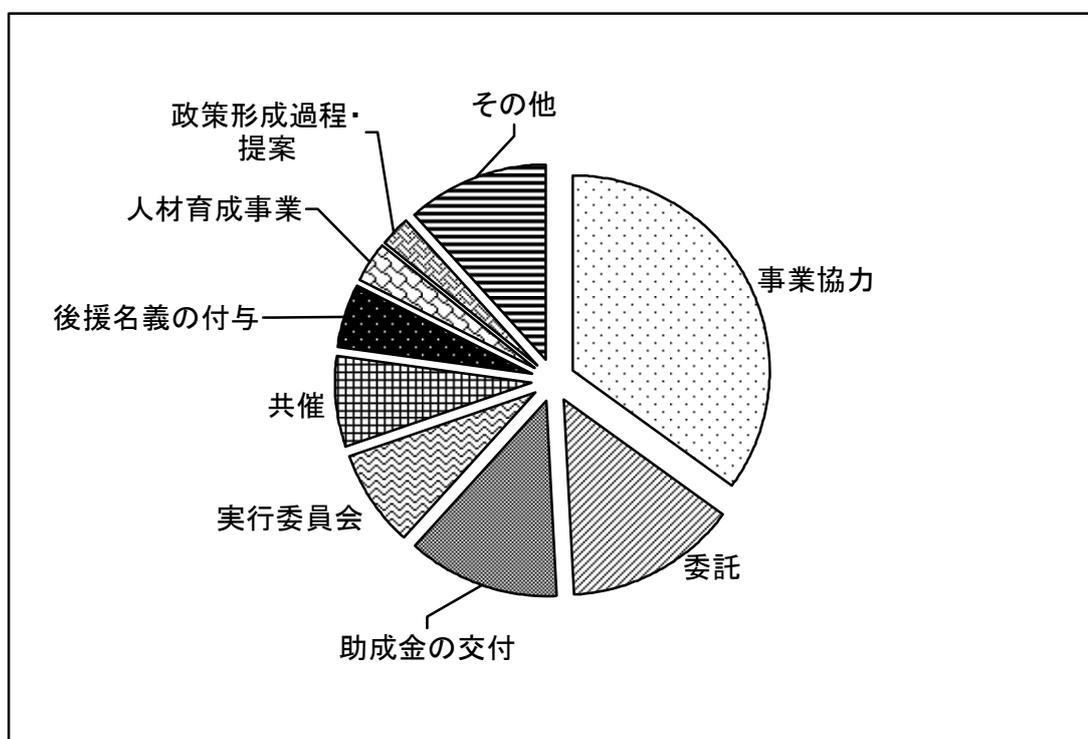
- ① 既存のボランティア団体、老人クラブ、PTA、環境美化団体等、地域で活動している団体や、サークル等のことを指す場合
- ② 当該協働事業のために組織した運営協議会等を指す場合

イ 「形態別の協働事業実施状況」から見える現況（別紙4参照）

「協働の形態」多い順

事業協力	35.1%
委託	14.2%
助成金の交付	12.4%
実行委員会・協議会	8.0%
共催	7.6%
後援名義の付与	5.3%
人材育成事業	3.1%
政策提案・形成過程への参画	2.7%
その他	11.6%

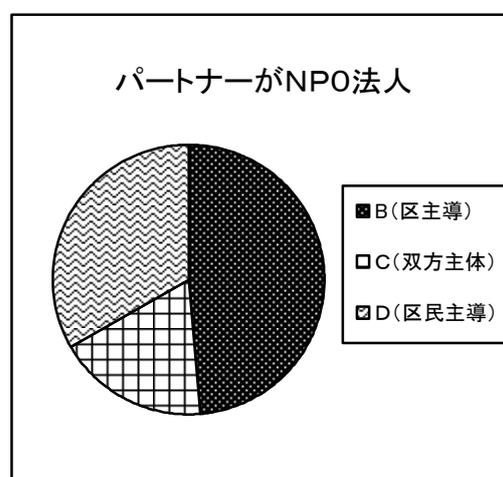
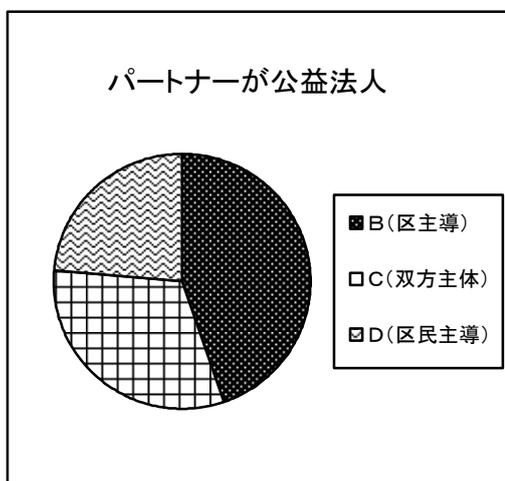
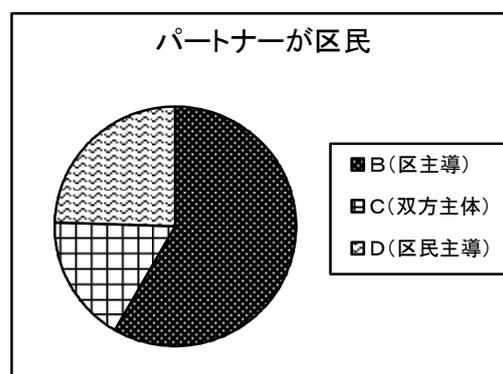
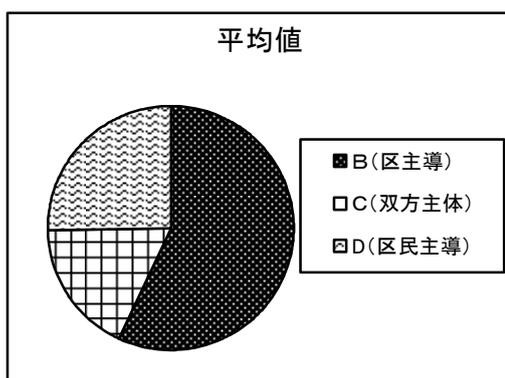
- ・ 事業協力の割合が一番多くなっていますが、領域B（区主導）の割合が全体の6割弱を占めることから、行政が主導する事業にパートナーが連携・協力するパターンが多いといえます。



ウ パートナーの領域（B、C、D）別、協働事業実施状況（別紙5）

- ・ 区民の場合は、B（区主導）の割合が平均より3.7ポイント高い（60.6%）
- ・ 公益法人の場合は、C（双方主体）の割合が平均より高い（31.6%）
- ・ NPO法人《33.3%》と任意団体I《32.1%》との協働では、D（区民主導）の割合が平均より高い。

※ 平均値 B=56.9% C=17.7% D=25.4%



3 現状の協働事業の「成果」〈平成20年度調査より〉

今回の全庁的な調査では、それぞれの所管課に、協働事業を行っているうえでの「成果」および「課題」を抽出してもらいました。その回答をまとめたところ、主な成果としては、以下の3点に集約されました。

《協働事業を実施した際の主な成果》

- ア) 協働事業の具体的な成果としては、「事業の充実、拡大につながった」が1番多くなっており、これは適切なパートナーと協働で事業を実施することにより、事業内容が一層充実し、それにより、区民、地域の活性化に結び付いている、という成果が得られています。
- イ) 「パートナーが持つ地域性や専門性が発揮され、柔軟で的確な事業運営につながった」という回答も多くなっています。これは、様々な任意団体やNPO法人等と協働することにより、行政だけでは対応が難しい専門的な分野、または地域の実情に即した対応が可能になったことを示しています。
- ウ) パートナー同士が知り合うきっかけとなり、「地域のネットワークづくりに貢献した」との回答も多くなっています。地域の中で協働の主体同士が結びつき、活動領域を拡げていくことは、今後、協働の成果を向上させていくためには欠かすことができない要素です。

4. 協働推進に向けた課題と、解決の方向性

(1) 協働を推進するうえで、欠かすことができない「職員の意識改革」

協働を進めるうえでの課題のひとつに区職員の意識改革が挙げられます。

協働は地域と行政が対等の立場で共に協力して活動するものであることから、職員には常に区民の視点を意識して仕事に取り組み、担当している事業に協働の手法を取り入れることができないのか、柔軟に検討していく姿勢が欠かせません。

20年度に実施した全庁的な調査の結果、担当する職務内容などにより、職員の協働に対する理解度に大きな差があることがわかりました。これからは、これまで以上に積極的に地域を訪れ、地域の人達とのコミュニケーションを密に行い、地域との協働を進めることができる職員を育成する必要があります。また、地域の実情をよく理解し、地域課題解決のために、主体同士の支えあいと連携をコーディネートできる職員となることも大切です。

そのためには、職員の協働に対する意識を変革すると共に、より積極的に協働に取り組むことができるように、庁内の環境を整備していく必要があります。

(2) 分類・体系化から見える課題

領域分類の結果、Bの区主導型の協働事業が約6割を占めています。そのため、パートナーから提案される協働事業を活かす仕組みを構築する等、今後は、パートナー主導型の協働事業をどのように増やしていくのかが課題になります。

現状の協働事業を、区民と区の間わり方の強弱によりA～Eに分類したのが7頁の表《協働事業の領域分類について》になります。分類の結果、Bの「区の主導」による協働事業が104事業で57%を占めており、Dの「区民主導」によるものが47事業で約25.7%、Cの「区民と区がそれぞれの主体の元に協働を行っている事業」が32事業で約17.5%となっています。

この結果を見ると、現状では区が用意した枠組みの中に、パートナーが協力している形での協働事業が多く、パートナーと区がそれぞれ主体性を発揮した形、またはパートナーが主導した形での協働事業は少ないという結果になっています。

今後、区民主導型の協働事業を増やしていくためには、パートナーからの協働事業提案制度を構築するなど、パートナーの自主性を発揮できるような環境整備を行っていく必要があります。

(3) 調査票から見える課題

調査票の回答としては、パートナーの人材の固定化、高齢化、また、組織としての未成熟さ等、パートナー側の課題が多く挙げられているのが特徴です。

また、協働事業に携わる人材の不足に関する課題も多く挙げられています。

今回の調査で多数挙げられたパートナーが抱えている課題については、今後、協働事業の拡充を図っていくためには改善が必要になってきます。そのためには、パートナーの状況を的確に把握して、区として必要な支援を行っていく必要があります。

また、協働事業を支える人材が不足しているというのも大きな課題です。現在も人材育成事業を実施している分野はありますが、今後は区全体として、協働に携わる人材をどのように育成していくのかの検討が必要になります。

(4) 区民協働作業部会での議論から見える課題

作業部会での議論では、庁内の連携の不足など、協働を推進するうえでの庁内の体制整備についての課題や、パートナーの育成、支援の必要性についての意見が多く挙げられました。

また、人材に関しては、地域と行政、また地域の中をうまく結びつけることができる存在としての、「協働のコーディネータ」の必要性を挙げる意見が多く出されました。

作業部会では、協働を推進するうえでの一方の主役である、区側の体制整備の必要性が多く挙げられました。現状では協働事業を総括的に所管する組織が存在しないため、協働に関する情報が整理されておらず、また、パートナーの相談窓口も一本化されていません。今後、協働を一体的に推進していくためには、協働に関する情報の集約を図り、庁内の調整を図ることができる組織が必要になってきます。

また、パートナーが望む支援がうまくできていない、パートナー主導の協働事業が少ない等の指摘もありました。

協働に携わる人材に関しては、人材の不足、育成に関する課題とともに、今後、協働を推進していくうえで鍵となる、「協働のコーディネータ」の必要性に関する意見が多く出されました。

(5) 課題の整理と今後の方向性

今後、区民、地域との協働事業を総合的に推進していくためには、以上の挙げられた課題について、様々な環境整備を進めること等により、適切な対応を図っていく必要があります。

これらの課題及び対応策については、21年度に設置する区民参加の（仮称）「協働のあり方懇談会」においてもご意見をいただく予定ですが、現時点での区として考えられる解決の方向性について、取り組み項目を3つに分けて、課題を整理したものが次項以降になります。

協働事業の現状、課題と目標

《取り組み項目1》

「区として必要な体制を整備する」

《目標1》

協働に関する総合調整組織を整備し、協働に関する適切な情報管理体制を構築する等により、様々なパートナーとの協働が円滑かつ総合的に推進するための、庁内の体制が整備されている状態。

《現状と課題》

- (1) 職員の協働に対する共通の認識と理解の促進が必要である。
- (2) 協働に関する庁内連携が不足している。
- (3) パートナーに関する情報が未整備である。
- (4) パートナーの相談窓口が明確ではない。
- (5) NPO活動支援センターの機能の充実が必要である。

《解決の方向性》

- (1) 協働を進めていくうえで、職員一人ひとりが協働の意義を正しく理解する必要があり、つぎのような対策を講じる。
 - ア 協働についての意識向上を図る研修を実施する。
 - イ 協働事業を実施する際の手引き書となる「ガイドブック」を発行し、職員の共通理解を図る。
- (2) 協働について、区として総合的に所管する部署がないため、協働に関する情報が適切に管理されていないことへの対応を図る。具体的には、パートナーと行政の間を調整する「総合調整組織」を設置する。

《取り組み項目2》

「パートナーがいきいきと活動できる環境を整備する」

《目標2》

協働のパートナーが一層、活性化した組織となり、いきいきと協働事業に取り組むなど、団体の活動が活発化している状態

《現状と課題》

- (1) 構成員の高齢化、固定化が進んでいる。
- (2) 区と対等の立場で協働が実施されていない。
- (3) パートナーの協働事業に対する認識が低い
- (4) パートナーの財政基盤が脆弱で、事務処理能力に課題がある。
- (5) パートナーが必要としている支援が実施できていない。
- (6) パートナー同士の連携が不足している。
- (7) パートナー主導の協働事業が少なく、活動領域の拡大が必要である。
- (8) 協働のための地域拠点を整備する必要がある。

《解決の方向性》

協働事業を実施する際には、パートナーが一定程度、成熟した状態であることが望ましく、また、常に活発に活動するためには、活性化された組織であることが不可欠である。そうしたことから、以下のような対応を図る。

- ア 区としてパートナーの状況を的確に把握し、継続的かつ安定的に活動するための支援を行う。
- イ パートナーから自発的に提案された協働事業を実現するための仕組みを構築する。
- ウ パートナー同士が連携を図り、効率的に地域の課題の解決に取り組めるように環境を整備する。
- エ 協働を推進するために必要となる、地域拠点の整備を進める。

《取り組み項目3》

「多くの人材が地域で活躍するための仕組みをつくる」

《目標3》

多くの人材が、自らの地域の課題解決のために、積極的に活動している状態。

《現状と課題》

- (1) 人材育成事業が所管ごとに行われている。
- (2) 事業活動に必要な人材が不足している。
- (3) 育成した人材の活躍の場が少ない
- (4) 地域と行政または地域の中を結び付けるコーディネータの不在

《解決の方向性》

- (1) 協働事業を進めるための人材の育成を図る。そのために以下の対応を図る。
 - ア 地域で暮らしている様々な技能や経験を持った人材が、自主的に活動に参加できるような機会や場を提供する。
 - イ 専門的な協働事業について、その協働事業で活躍できる人材の育成の仕組みを構築する。
- (2) 協働を一層推進するためには、地域と行政を結び付ける「協働のコーディネータ」設置の必要性が高まっており、早急にそのあり方について、検討を進める。